

医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループの設置について

設置趣旨

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、都道府県においてできる措置として、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及び家族に対する相談支援、情報提供、助言その他支援を行うこと等が明示された。
- 「医療的ケア児支援センター」の設置に向け、医療的ケア児等の最新のニーズや課題を把握するとともに、関係機関との情報共有、意見交換することを目的として、標記ワーキンググループを設置する。

構成メンバー

- 学識経験者、2次医療圏域の関係機関の職員（重症心身障がい児者施設、医療機関など）
- ※委員は10名程度で調整予定

スケジュール

時期(予定)	実施内容
第1回(4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援センター設置検討に向けた意見交換 ・実態把握調査内容等の意見交換
第2回(8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所実態把握調査についての分析結果報告 ・各圏域の実態報告
第3回(10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児実態把握調査についての分析結果報告 ・調査結果を踏まえ、医療的ケア児支援センター設置に向けた意見交換
第4回(12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援センター設置方法等意見交換

医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会への報告

医療的ケア児支援センターの設置(R5予定)